

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)(衆議院送付)

要旨

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は六千七百八十六億円、事業支出は六千八百四十七億円であって、六十一億円の収支不足となる。この不足額については、前年度までの繰越金の一部をもって補てんすることとしている。

二、事業計画

平成二十二年度は、三か年経営計画の二年目として、放送の自主自律の堅持、公正・公平で信頼できる情報や多様で質の高いコンテンツの提供、多様化する視聴者の期待にこたえる情報番組や地域放送の充実、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進と取材・制作体制の強化による効果的かつ効率的な業務運営、受信料制度への理解促進と公平負担に

向けた取組強化、効率的な契約収納活動の推進、デジタルテレビジョン放送の普及、デジタル時代の新たなサービスの開発・充実等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額七千四百四十六億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額七千七百七十五億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、国民の意見・要望等を踏まえて着実に遂行すべきものと認められるが、その実施に当たっては、国民の目線に立つことを基本とし、経営改革においても十分な情報公開と国民の意見の反映に努めることで、国民の知る権利にこたえ、健全な民主主義の発達のための言論の自由と国民の権利保障に積極的な役割を果たすことを期待する旨の意見が付されている。